

2. 大気関係資料

表2-1-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の評価は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、短期的・長期的両方の評価を行い、窒素酸化物については長期的評価のみ、光化学オキシダントについては短期的評価のみの評価を行う。

【短期的評価】

測定を行った日についての各1時間値若しくは1時間値の1日平均値または8時間値平均値を環境基準と比較して行う。

【長期的評価】

・二酸化硫黄、浮遊粒子状物質および一酸化炭素について
1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して行う。
（例：年間の有効測定日が335日の場合、高い方から7（=335×0.02、四捨五入）日分を除いた8日目の値）

ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

・二酸化窒素について
1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して行う。（例：年間の有効測定日が350日の場合、低い方から数えて343（=350×0.98）日目の値）

表2-1-2 大気中炭化水素濃度の指針

物 質	指 針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

ppmC：非メタン炭化水素をメタン換算したときの濃度単位。

表2-1-3 指定物質に係る大気環境基準

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること

表 2-1-4 ダイオキシン類に係る大気環境濃度の指針

物 質	指 針
ダイオキシン類	年平均値 0.8 pg-TEQ [※] / m ³ 以下

TEQ：毒性等量。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号。

表 2-3-1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設（抜粋）

番号	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が50トン/日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上
4	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が75KW以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15KW以上

表 2-3-2 大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設（抜粋）

番号	施設の種類	施設の規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7KW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2KW以上
5	研磨機	
6	切断用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス	
9	穿孔機	

備考 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。

表 2-2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設（抜粋）

番号	施設の種類	施設の規模
1	ボイラー	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生のに供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20ト/日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造のに供する焙焼炉、焼結炉及びカ焼炉	原料の処理能力が1ト/時以上
4	金属の精錬のに供する溶鉱炉、転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鋳造のに供する溶解炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口断面積が0.5㎡以上であるか、
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理のに供する加熱炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200KVA以上
7	石油製品、石油化学製品又はコーラタル製品の製造のに供する加熱炉	
8	石油の精製のに供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6ℓ/時以上
9	窯業製品の製造のに供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200KVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造のに供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造のに供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000KVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬のに供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5ト/時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20ℓ/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造のに供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上
16	塩素化エチレンの製造のに供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造のに供する溶解槽	
18	活性炭の製造のに供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3ℓ/時以上
19	化学製品の製造のに供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
20	アルミニウムの製錬のに供する電解炉	電流容量が30KA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造のに供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200KVA以上
22	弗酸の製造のに供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1KW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造のに供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
24	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造のに供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40KVA以上
25	鉛蓄電池の製造のに供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20KVA以上
26	鉛系顔料の製造のに供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4ℓ/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20KVA以上
27	硝酸の製造のに供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20ト/日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50ℓ/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算35ℓ/時以上
32	ガソリン機関	

表 2-4 ベンゼンに係る指定物質排出施設と抑制基準

No.	指定物質排出施設	指定物質抑制基準 (mg/m ³)			
		排出量 (m ³ /時)	新設	既設	備考
1	ベンゼンを蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のもの	3,000以上	50	100	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。
		1,000以上 3,000未満	100	200	
2	原料の処理能力が1日あたり20トン以上のコークス炉	—	100	100	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。(既設については特殊構造炉の適用除外あり)
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設(常圧蒸留施設を除く)	1,000以上	100	200	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定。
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設(密閉式のものを除く)	—	50	100	フレアスタックで処理するものを除外。
5	ベンゼン貯蔵タンクであって、容量が500キロリットル以上のもの	—	600	1,500	浮屋根式のもの除外。また、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用。(既設については容量1,000キロリットル以上)
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり1トン以上のもの(密閉式のものを除く)	3,000以上	50	100	フレアスタックで処理するものを除外。
		1,000以上 3,000未満	100	200	

(注) ・表中のベンゼンとは、濃度が体積百分率60パーセント以上のものに限る
 ・新設とは、平成9年4月2日以降に設置される施設
 ・既設とは、平成9年4月1日において現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む)

表 2-5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設と抑制基準

No.	指定物質排出施設	指定物質抑制基準 (mg/m ³)		
		指定物質	新設	既設
1	トリクロロエチレンまたはテトラクロロエチレン(以下、「トリクロロエチレン等」という)を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のもの	トリクロロエチレン	300	500
		テトラクロロエチレン	300	500
2	トリクロロエチレン等の混合施設であって、混合槽の容量が5キロリットル以上のもの(密閉式のもの除外)	トリクロロエチレン	300	500
		テトラクロロエチレン	300	500
3	トリクロロエチレン等の精製または回収の用に供する蒸留施設(密閉式のもの除外)	トリクロロエチレン	150	300
		テトラクロロエチレン	150	300
4	トリクロロエチレン等による洗浄施設(5に掲げる施設を除く)であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3平方メートル以上のもの	トリクロロエチレン	300	500
		テトラクロロエチレン	300	500
5	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30キログラム以上のもの	テトラクロロエチレン	300	500

(注) ・新設とは、平成9年4月2日以降に設置される施設
 ・既設とは、平成9年4月1日において現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む)

表 2-6 ダイオキシン類に係る指定物質排出施設と抑制基準

No.	指 定 物 質 排 出 施 設	指定物質抑制基準 (ng-TEQ/Nm ³)		
		焼却能力 (kg/時)	新 設	既 設
1	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼または鍛鋼の製造の用に供するものを除く）であって、変圧器の定格容量が 1,000キロボルトアンペア以上のもの	—	0.5	5
2	廃棄物焼却炉であって、火格子面積が 2 平方メートル以上または焼却能力が 1 時間当たり 200キログラム以上のもの	4,000以上 4,000 ~ 2,000 2,000未満	0.1 1 5	1 5 10

(注) ・新設とは、平成 9 年 12 月 2 日以降に設置される施設
 ・既設とは、平成 9 年 12 月 1 日において現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む）

表 2-8 福井県公害防止条例に基づく炭化水素類に係る特定施設

炭化水素類に係る特定施設の種類

No.	特 定 施 設 の 種 類	
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が摂氏 15 度、1 気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。）	貯蔵容量が 50kℓ 以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設）	1 日の取扱量が 30kℓ 以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が 30kℓ 以上であるもの

(注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
 イ 単一成分であるものにあつては、1 気圧の状態で沸点が摂氏 150 度以下であるもの
 ロ 単一成分でないものにあつては、1 気圧の状態では 5 容量比パーセントの留出量となるときに温度が摂氏 150 度以下であるもの
 2 「貯蔵容量」とは、消防法第 11 条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 基 準
貯蔵施設 (上記表の 1 に掲げる施設)	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 (上記表の 2 に掲げる施設)	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク (上記表の 2 に掲げる施設)	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表2-7 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

ばい煙に係る特定施設の種類	
No.	特定施設の種類
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。)であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が0.5㎡以上1㎡未満であるもの ② 羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積を言う。)が0.5㎡未満であるもの ③ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30ℓ以上50ℓ未満であるもの ④ 変圧器の定格容量が200VA未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積が2㎡以上であるもの ② 焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造のように供する焼成炉および溶融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する施設
8	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設(塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限る。6から8までに掲げるものおよび密閉式のものを除く。)
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する濃縮施設、吸収施設および蒸留施設(これらのうち密閉式のものを除く。)
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃料装置を含む。)および直火炉(15に掲げるものを除く。)

注：1および3から15に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

ばい煙に係る特定施設の規制基準

施設の種類	規制項目	規制値
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉(上記表の1に掲げる施設)	ばいじん	0.20 g/Nm ³
廃棄物焼却炉(上記表の2に掲げる施設)	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg/Nm ³
	塩素	30 mg/Nm ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 mg/Nm ³
	鉛およびその化合物	10 mg/Nm ³
	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg/Nm ³
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設(上記表の3から17に掲げる施設)	塩素	30 mg/Nm ³
	塩化水素	80 mg/Nm ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10~20 mg/Nm ³
	鉛およびその化合物	10~30 mg/Nm ³

表 2-10-1 平成 9 年度二酸化硫黄の測定結果（一般観測局）

市町名	観測局	用途 地域 (※)	有効 測定 日数	測定 時間 (時間)	年 平 均 値 (ppm)	1 時間値が 0.1ppmを超 えた時間数 とその割合		日 平 均 値 が 0.04ppmを超 えた時間数 とその割合		1 時間 値 の 最 高 値 (ppm)	日 平 均 値 の 2% 除 外 値 (ppm)	日 平 均 値 が 0.04ppmを 超 えた 日 が 2 日 以 上 連 続 した こと の 有 無 (倍×数〇)	環 境 基 準 の 長 期 的 評 価 に よ る 日 平 均 値 が 0.04ppmを 超 えた 日 数 (日)	設 置 主 体
						(日)	(%)	(日)	(%)					
						(日)	(%)	(日)	(%)					
福井市	鶉	未	359	8,648	0.003	0	0	0	0	0.022	0.007	〇	0	県
	清 明	住	365	8,738	0.004	0	0	0	0	0.028	0.008	〇	0	〃
	福 井	住	365	8,734	0.007	0	0	0	0	0.056	0.016	〇	0	〃
	セ ン タ ー	未	357	8,568	0.004	0	0	0	0	0.023	0.009	〇	0	〃
	石 盛	住	348	8,488	0.005	0	0	0	0	0.028	0.009	〇	0	市
	河 合	未	347	8,439	0.003	0	0	0	0	0.018	0.007	〇	0	〃
	大 宮	住	354	8,568	0.005	0	0	0	0	0.030	0.010	〇	0	〃
	順 化	商	325	7,880	0.007	0	0	0	0	0.040	0.014	〇	0	〃
	今 市	未	352	8,530	0.005	0	0	0	0	0.034	0.010	〇	0	〃
	社	住	351	8,538	0.004	0	0	0	0	0.024	0.009	〇	0	〃
三国町	足 羽	未	345	8,432	0.003	0	0	0	0	0.020	0.006	〇	0	〃
	三 国	未	360	8,640	0.003	0	0	0	0	0.026	0.006	〇	0	県
	三国南保育所	未	362	8,726	0.003	0	0	0	0	0.018	0.007	〇	0	町
	宿 保 育 所	住	365	8,749	0.003	0	0	0	0	0.015	0.006	〇	0	〃
	浜四郷公民館	未	365	8,752	0.004	0	0	0	0	0.024	0.008	〇	0	〃
	安島保育所	未	360	8,700	0.003	0	0	0	0	0.014	0.006	〇	0	〃
芦原町	芦 原	住	360	8,642	0.003	0	0	0	0	0.017	0.005	〇	0	県
金津町	金 津	準工	358	8,649	0.003	0	0	0	0	0.017	0.006	〇	0	〃
丸岡町	中 川	未	345	8,332	0.003	0	0	0	0	0.017	0.007	〇	0	広域市
	丸 岡	住	363	8,713	0.003	0	0	0	0	0.023	0.006	〇	0	県
春江町	北 丸	未	363	8,729	0.003	0	0	0	0	0.017	0.005	〇	0	町
	春 江	未	358	8,614	0.003	0	0	0	0	0.024	0.007	〇	0	県
坂井町	春 江	中	351	8,491	0.004	0	0	0	0	0.027	0.009	〇	0	町
	坂 井	未	352	8,517	0.003	0	0	0	0	0.018	0.007	〇	0	県
敦賀市	高 柳	未	361	8,689	0.003	0	0	0	0	0.023	0.006	〇	0	〃
	中 郷	未	364	8,726	0.004	0	0	0	0	0.033	0.008	〇	0	〃
	敦 賀	住	365	8,736	0.004	0	0	0	0	0.025	0.009	〇	0	〃
	和 久 野	住	365	8,736	0.004	0	0	0	0	0.074	0.013	〇	0	〃
武生市	気 比	住	365	8,759	0.004	0	0	0	0	0.026	0.008	〇	0	市
	武 生	準工	365	8,736	0.003	0	0	0	0	0.025	0.007	〇	0	県
	味 真 野	住	365	8,735	0.004	0	0	0	0	0.044	0.009	〇	0	〃
	武 生 南	住	363	8,711	0.003	0	0	0	0	0.024	0.008	〇	0	市
	味 真 野 大 気	未	217	5,254	0.004	0	0	0	0	0.045	0.009	〇	0	〃
	武 生 北	工	361	8,682	0.005	0	0	0	0	0.035	0.010	〇	0	〃
鯖江市	神 明	住	365	8,733	0.004	0	0	0	0	0.033	0.008	〇	0	県
	鯖 江	住	362	8,690	0.004	0	0	0	0	0.023	0.009	〇	0	〃
	鯖 江 東	住	362	8,728	0.004	0	0	0	0	0.034	0.007	〇	0	市
	御 幸	住	326	7,861	0.006	0	0	0	0	0.072	0.014	〇	0	〃

(資料：環境政策課)

※ 住＝第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
 商＝近隣商業地域・商業地域 準工＝準工業地域 工＝工業地域 工専＝工業専用地域 未＝用途地域
 をまだ定めていない地域等。以下同じ。

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-10-2 二酸化硫黄の年平均値の経年変化（一般測定局）

市町名	観測局	用途 地域	年平均値 (ppm)					設置 主体
			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
福井市	鶉	未住	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	県
	清生津	未住	—	0.004	0.004	0.006	0.004	〃
	麻生	未住	0.005	0.006	—	—	—	〃
	福井一	未住	0.007	0.007	0.006	0.008	0.007	〃
	セシタ	未住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	〃
	石盛	未住	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	市
	河合	未住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	〃
	大宮	未住	0.005	0.005	0.007	0.005	0.005	〃
	順化	商	0.007	0.007	0.009	0.007	0.007	〃
	今市	未住	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	〃
三国町	社	未住	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004	〃
	足羽	未	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	〃
	三国	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	県
	三国南保育所	未	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	町
	宿保育所	未住	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	〃
芦原町	浜四郷公民館	未	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	〃
	安島保育所	未住	0.002	0.003	0.004	0.003	0.003	〃
	芦原小学校	未	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	県
金津町	本荘小学校	未	0.004	0.004	0.004	—	—	〃
	金津	準工	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	〃
丸岡町	中川	未住	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	広域市町村圏
	丸岡	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	県
春江町	北丸	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	町
	春江	未	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	県
坂井町	春江	未	0.004	0.004	0.004	0.005	0.004	町
	坂井	未	0.003	0.004	0.003	0.004	0.003	県
敦賀市	高中	未	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	〃
	敦賀	未住	0.004	0.005	0.005	0.005	0.004	〃
	和久野	住	0.004	0.005	0.005	0.006	0.004	〃
	気比	住	0.004	0.005	0.004	0.005	0.004	〃
武生市	武生	準工	0.005	0.005	0.005	0.007	0.004	市
	武味	住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	県
	味真野	住	0.004	0.005	0.004	0.005	0.004	〃
	武味真野大	住	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003	市
鯖江市	武味真野大	未	0.005	0.004	0.003	0.003	0.004	〃
	武生	工	—	0.005	0.006	0.006	0.005	〃
	神明	住	0.004	0.005	0.004	0.006	0.004	県
	鯖江	住	0.004	0.004	0.004	0.005	0.004	〃
	鯖江東幸	住	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004	市
御	住	0.006	0.006	0.006	0.007	0.006	〃	
平均値			0.004	0.004	0.004	0.005	0.004	

(資料：環境政策課)

表2-11-1 平成9年度一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般観測局）

市町名	観測局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO ₂)										窒素酸化物 (NO+NO ₂)					設置主体					
			有効測定	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	有効測定	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値		年平均値 NO ₂ /NO+NO ₂				
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(日)		(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
福井市	鶉	未住	365	8,731	0.002	0.069	0.008	365	8,736	0.004	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0.013	0	365	8,731	0.006	0.101	0.019	73.4	県	
			349	8,398	0.014	0.182	0.055	349	8,399	0.013	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0	349	8,398	0.027	0.210	0.078	48.8	市
			365	8,732	0.009	0.123	0.039	365	8,732	0.016	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0	0.029	0	365	8,732	0.025	0.159	0.064	62.6	市
			365	8,730	0.009	0.280	0.046	365	8,730	0.012	0.046	0	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	365	8,730	0.021	0.298	0.070	56.2	市
			355	8,553	0.008	0.176	0.042	355	8,553	0.014	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0	0.030	0	355	8,553	0.022	0.223	0.064	64.3	市
			346	8,371	0.004	0.106	0.018	346	8,371	0.009	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	346	8,371	0.013	0.138	0.041	69.6	市
			356	8,577	0.009	0.171	0.040	356	8,579	0.016	0.068	0	0	0	0	0	0	0	0	0.031	0	356	8,577	0.025	0.215	0.070	63.6	市
			327	7,900	0.010	0.149	0.040	327	7,900	0.018	0.064	0	0	0	0	0	0	0	0	0.033	0	327	7,900	0.027	0.188	0.070	65.3	市
			356	8,567	0.018	0.191	0.073	356	8,567	0.017	0.061	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.034	0	356	8,567	0.035	0.224	0.103	48.9	市
			356	8,568	0.007	0.115	0.030	356	8,570	0.013	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0	0.029	0	356	8,568	0.020	0.157	0.057	66.8	市
三国町	足羽	未住	354	8,537	0.007	0.138	0.030	354	8,537	0.010	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0	354	8,535	0.017	0.164	0.052	57.7	市	
			361	8,674	0.003	0.088	0.015	361	8,678	0.007	0.046	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0	361	8,674	0.010	0.119	0.036	72.7	県	
			357	8,616	0.005	0.160	0.022	357	8,616	0.010	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	357	8,616	0.015	0.194	0.048	68.0	町	
			365	8,746	0.002	0.067	0.012	365	8,746	0.008	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0	365	8,746	0.011	0.099	0.034	76.5	町	
芦原町	宿保	未住	365	8,751	0.002	0.081	0.012	365	8,751	0.006	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	365	8,751	0.009	0.124	0.030	70.7	町	
			362	8,710	0.002	0.063	0.007	362	8,710	0.006	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0	362	8,710	0.008	0.093	0.022	78.0	町	
			362	8,682	0.004	0.085	0.014	362	8,682	0.010	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	362	8,682	0.014	0.124	0.038	68.4	町	
			362	8,684	0.005	0.075	0.016	362	8,684	0.009	0.041	0	0	1	0.0	0	0	0	0.021	0	362	8,684	0.014	0.196	0.035	65.9	町	
金津町	中丸	未住	319	7,680	0.008	0.166	0.046	319	7,680	0.012	0.051	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0	319	7,680	0.020	0.188	0.074	57.9	町	
			357	8,581	0.007	0.465	0.040	357	8,581	0.012	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	357	8,581	0.019	0.511	0.060	63.1	町	
丸岡町	春江	未住	364	8,731	0.004	0.101	0.023	364	8,731	0.010	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0	364	8,731	0.014	0.144	0.048	69.5	町	
			361	8,688	0.005	0.144	0.023	364	8,722	0.010	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0	361	8,688	0.015	0.182	0.046	68.0	町	
教賀市	中教	未住	361	8,665	0.013	0.205	0.041	365	8,733	0.016	0.053	0	0	0	0	0	0	0	0.029	0	361	8,665	0.028	0.242	0.063	55.9	市	
			357	8,575	0.008	0.160	0.029	357	8,575	0.013	0.059	0	0	0	0	0	0	0	0.027	0	357	8,575	0.022	0.199	0.053	61.1	市	
武生市	味真	未住	365	8,732	0.004	0.095	0.016	365	8,732	0.009	0.046	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0	365	8,732	0.014	0.122	0.035	69.3	市	
			365	8,758	0.011	0.250	0.049	365	8,757	0.018	0.126	0	0	1	0.0	0	0	2	0.5	0.034	0	365	8,757	0.029	0.296	0.082	61.2	市
鯖江市	神野	未住	363	8,696	0.006	0.133	0.029	363	8,696	0.012	0.051	0	0	0	0	0	0	0	0.027	0	363	8,696	0.018	0.163	0.054	65.6	市	
			365	8,726	0.005	0.132	0.020	365	8,728	0.009	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	365	8,726	0.014	0.167	0.042	63.7	市	
鯖江市	鯖江	未住	365	8,731	0.011	0.148	0.050	365	8,731	0.013	0.058	0	0	0	0	0	0	0	0.027	0	365	8,731	0.024	0.182	0.071	53.4	市	
			363	8,693	0.010	0.215	0.059	362	8,676	0.015	0.051	0	0	0	0	0	0	0	0.030	0	362	8,675	0.024	0.241	0.083	60.0	市	

(注)「98%値評価による日平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

表2-11-3 平成9年度窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス観測局）

市町名	観測局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO ₂)										窒素酸化物 (NO+NO ₂)					設置主体					
			有効測定	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	有効測定	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値		年平均値 NO ₂ /NO+NO ₂				
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(日)		(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
福井市	自排	福井	365	8,729	0.036	0.307	0.093	365	8,729	0.026	0.071	0	0	0	0	0	0	4	1.1	0.038	0	365	8,729	0.061	0.362	0.125	41.7	県
			358	8,618	0.037	0.342	0.100	358	8,618	0.025	0.073	0	0	0	0	0	0	5	1.4	0.038	0	358	8,618	0.061	0.393	0.133	39.9	市
教賀市	自排	教賀	365	8,728	0.027	0.332	0.074	365	8,728	0.020	0.062	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.035	0	365	8,728	0.047	0.379	0.109	43.2	市
			362	8,668	0.039	0.238	0.108	362	8,668	0.022	0.064	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.035	0	362	8,668	0.060	0.266	0.131	36.0	市

(注)「98%値評価による日平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

表 2-11-2 二酸化窒素の年平均値の経年変化（一般観測局）

市町名	観測局	用途地域	年平均値 (ppm)					設置主体	
			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
福井市	鶉 清麻生 福セシ 石河大 順今 社 足三 三宿 浜四 安島 芦本 金中 丸丸 春江 坂井 敦賀 敦和 気武 味神 鯖	明津井一 盛合 宮化 市 羽国 南保育所 郷公民館 島保育所 原校 津川 岡江 井郷 賀野 比生 野明 江	未住	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	県
			未住	—	0.015	0.012	0.013	0.013	〃
			未住	0.015	0.012	—	—	—	〃
			未住	0.016	0.015	0.014	0.014	0.016	〃
			未住	0.013	0.013	0.012	0.013	0.012	〃
			未住	0.014	0.015	0.013	0.014	0.014	市
			未住	0.009	0.009	0.009	0.009	0.009	〃
			未住	0.016	0.017	0.016	0.016	0.016	〃
			未住	0.018	0.017	0.017	0.017	0.018	〃
			未住	0.018	0.018	0.016	0.018	0.017	〃
三国町	三三宿 三宿 浜四 安島	羽国 南保育所 郷公民館 島保育所	未住	0.012	0.013	0.012	0.013	0.013	〃
			未住	0.010	0.010	0.009	0.009	0.010	〃
			未住	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007	県
			未住	0.009	0.009	0.009	0.010	0.010	町
芦原町	本庄小学	原校	未住	0.007	0.007	0.007	0.008	0.008	〃
			未住	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	〃
金津町	中津川	津川	未住	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	〃
			未住	0.009	0.008	0.008	0.009	0.010	県
丸岡町	丸丸	岡江	未住	0.008	0.010	0.008	—	—	町
			未住	0.010	0.010	0.009	0.011	0.009	県
春江町	坂井	井郷	未住	—	—	0.011	0.011	0.012	広域市町村圏
			未住	0.011	0.011	0.010	0.012	0.012	県
敦賀市	敦和	賀野	未住	0.009	0.009	0.008	0.009	0.010	〃
			未住	0.009	0.008	0.009	0.011	0.010	〃
武生市	気武	比生	未住	0.016	0.016	0.016	0.017	0.016	〃
			未住	0.012	0.013	0.012	0.014	0.013	〃
鯖江市	味神	野明	未住	0.010	0.009	0.010	0.010	0.009	〃
			未住	—	—	—	0.019	0.018	市
鯖江市	鯖	江	未住	0.013	0.012	0.013	0.013	0.012	県
			未住	0.006	0.006	0.007	0.008	0.009	〃
鯖江市	鯖	江	未住	0.013	0.013	0.013	0.014	0.013	〃
			未住	0.013	0.013	0.013	0.014	0.015	〃
平均値			0.011	0.011	0.010	0.012	0.012		

(資料：環境政策課)

表 2-11-4 二酸化窒素の年平均値の経年変化（自動車排出ガス観測局）

市町名	観測局	用途地域	年平均値 (ppm)					設置主体	
			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
福井市	自排	福井	準工	0.024	0.024	0.023	0.028	0.026	県
敦賀市	自排	敦賀	商	0.025	0.025	0.021	0.026	0.025	市
			商	0.021	0.021	0.019	0.022	0.020	県
鯖江市	自排	鯖江	準工	0.023	0.022	0.021	0.024	0.022	〃
平均値			0.023	0.023	0.021	0.025	0.023		

(資料：環境政策課)